

# 介護予防支援重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称：特定非営利活動法人 向日葵  
法人 所在地：東京都世田谷区世田谷 1-44-1 サンライズ上町 201  
法人種別：非営利活動法人  
代表者 氏名：横溝 美和  
電話番号：03-3439-0062

## 2. 運営の目的と方針

要支援状態にある利用者に対し適切な介護予防支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し要支援の有する能力や提供を受けている介護予防サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「介護予防サービス計画書」等の作成及び変更をします。

また、関係市区町村や地域包括センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名：特定非営利活動法人 向日葵  
所在地：東京都世田谷区世田谷 1-44-1 サンライズ上町 201  
予防介護支援指定番号：1371203199  
サービス提供地域：世田谷区全域

### (2) 当法人のあわせて実施する事業

居宅介護支援事業所 向日葵 1371203199  
訪問介護事業者 向日葵 1371203207

### (3) 職員体制

管理者：事業所の運営及び業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員：介護予防支援サービス等に関わる業務	1人以上
介護支援専門員：介護予防支援サービス等に関わる業務	2人以上

#### （4）勤務体制

- 平日（月～金） 午前8時30分～午後5時30分、土・日・祝祭日は日直対応  
原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
- 緊急連絡先 担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間（留守電あり）体制にて受付

#### （5）介護予防支援サービスの実施概要

課題分析の方法：MD S-H C方式を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低3か月に1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う

研修の参加：現任研修棟、資質向上のために必要な研修の計画的に参加  
担当者の変更：担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

#### （1）当事業所相談窓口

相談窓口：相談・苦情窓口 管理者

担当者：横溝 美和

電話番号：03-3439-0062

対応時間：月～金曜日 08:30～17:30

#### （2）円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

#### （3）苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者より対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

#### （4）苦情申立機関が下記のとおり設置されます。

外部苦情相談窓口（月～金曜日 9:00～17:00）

世田谷区総合支所・保険福祉課地域支援担当：03-5432-2850

東京都国民健康保険団体連合会・介護相談指導課 介護相談窓口担当：

03-6238-0177

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合には、下記のとおりの対応を致します。

### (1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態の影響する可能性がある場合は、速やかに市区町村（保険者）に報告します。

### (2) 処理経過及び再発防止策の報告

(1) の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市区町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について、疾患に対する対応が円滑に行えるよう、必要に応じ連絡を取らせていただきます。

(1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の介護予防支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

(2) また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 8. 他機関との各種会議等

(1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

(2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 9. 秘密の保持

- (1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者介護等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

## 10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
  - ・指定介護予防支援の提供に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
  - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
  - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、利用者及び該当サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 末期がんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）させていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

## 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 2. 感染症の予防及びまん延防止のために措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の事項に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 1 4. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者お身体的拘束等の適正化の推進のため、次の措置を講じるよう努めます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

当事業者は、介護予防支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等の説明・同意について、

- (1) 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- (2) 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

介護予防支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 特定非営利活動法人 向日葵

所在地 東京都世田谷区世田谷 1-44-1 サンライズ上町 201

管理者 横溝 美和

説明者 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

介護予防支援の利用料その他の費用は次のとおりとする。

- ・法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示録の報酬額）によるものとする。
- ・提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

【利用料及び介護予防支援費】

介護予防支援費（Ⅱ）	472単位	5380円
介護予防支援初回加算	300単位	3420円

### 申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあって、必要最低限の範囲内で要支援認定等の申請代行を希望します。

#### 1. 申請代行の理由

利用者及びその家族が申請書を提出することが困難な場合であって申請代行を依頼された場合

#### 2. 申請代行する書類等の範囲

- (1) 要支援認定更新・変更申請者
- (2) その他( )

#### 3. 申請代行を行う機関

- (1) 介護予防支援契約締結の日から、利用者の要支援認定または要介護認定の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事業者 特定非営利活動法人 向日葵

利用者 \_\_\_\_\_

代理人 \_\_\_\_\_